

よさこいケーブルネット加入契約約款

よさこいケーブルネット株式会社（以下、「当社」という。）と当社が行うサービスの提供を受ける者（以下、「加入者」という。）との間に結ばれる契約（以下、「加入契約」という。）は、以下の条項によるものとします。

第1条（当社の提供するサービス）

当社は業務区域内の加入者に次のサービスを提供します。

- （１） 当社により受信可能なテレビジョン放送、超短波放送及び多重放送の同時再送信サービス。
- （２） テレビジョン放送、超短波放送及び多重放送の自主放送サービス。
- （３） 各種情報を提供するサービス。
- （４） 上記サービスに付帯して行うサービス。

第2条（加入契約の単位）

- 1 加入契約は、加入引込線1回線ごとに行います。
ただし、加入引込線1回線により、複数世帯、複数企業が加入する場合は、加入契約の単位を各世帯及び各企業ごととします。
なお、世帯とは、住居及び生計を共にする者の集まり、又は独立して住居若しくは生計を維持する単身者をいいます。
- 2 業務目的で、あるいは継続して当社のサービスを不特定又は多数の人に提供する場合は、本条第1項の規定にかかわらず別途当社の承諾を得るものとします。

第3条（加入契約の成立）

- 1 加入契約は、加入申込者があらかじめ本約款を承認し、当社が定める様式の加入申込書等に所要事項を記載の上で提出し、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
加入契約成立の日は原則として、当社が本契約に基づく取付工事に着手した日とします。
ただし、この着手日に本条第2項に該当することが判明した場合は、本契約は成立しないものとします。
- 2 当社は、加入申込みがあった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。
 - （１） 業務区域外又は技術的理由等によりサービスの提供が困難な場合。
 - （２） 加入申込者が、自己に課せられた債務の履行を怠ったことがある等、本約款に違反する恐れがあると当社が認める場合。
 - （３） 当社の基本サービスの視聴を希望せず、有料放送サービスあるいは特定チャンネルのみの視聴を希望する場合。
 - （４） 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
 - （５） 加入申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊

知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に属すると判明した場合

- 3 加入申込者は加入者引込み線設置工事について後日問題が生じぬよう、あらかじめ地主、家主、その他利害関係人の承認を得た上で加入契約を行うものとします。万一問題が発生した場合は当該加入者及び利害関係人で話し合い、解決するものとします。それにより施設の除去、再設置等の必要がある場合、その費用は加入者が負担するものとします。

第4条（初期契約解除制度）

- 1 加入申込者は、契約内容を記載した契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりその申込みの撤回又は当該加入契約の解除を行うことができます。
- 2 前項の規定による、加入契約の申込みの撤回等は、同項の書面を発したときに、その効力を生じます。
- 3 第1項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行った者は、加入契約料の還付を請求することができます。

ただし、あらかじめ加入契約の申込みの撤回をする等、悪意をもって加入契約の申込みを行った場合等、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

第5条（加入契約の有効期限）

加入契約の有効期限は、本契約成立日から1年間とします。

ただし、加入契約期間満了の10日前までに当社、加入者、いずれからも何らの意思表示のない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第6条（サービス提供の義務）

加入申込者と当社の間で本約款第3条に定める加入契約が成立した日から加入契約の解約まで、当社は、加入者に対し加入契約内容に応じてサービス提供を行うものとします。

ただし、当社は事情によりチャンネル構成や番組内容、また放送時間を変更することがあります。

第7条（加入契約料及び工事費及び利用料）

- 1 加入者は、別表の料金表（以下、「料金表」という。）にしたがい、当社の指定する期日までに、当社が指定する方法により加入契約料及び工事費及び利用料等を支払うものとします。
- 2 加入契約料は、加入契約の成立後は加入者に返還されません。
ただし、第4条に規定されるものについては、この限りではありません。
- 3 当社は申込み受付期間等を設けるなどをして、料金表に定めた費用の特別割引を行う場合があります。
- 4 工事費は、第4条の適用を受けて加入契約申込みの撤回等を実施した場合であっても、既に工事を実施している場合については、加入申込者への返還はされません。
- 5 利用料はサービス開始の日の属する月の翌月分から支払うものとします。
ただし、料金表に特に記載する利用料については、この料金表にしたがうものとします。
- 6 特殊法人日本放送協会（以下、「NHK」という。）の受信料及び株式会社WOWOWの加入料

及び視聴料は当社の設定した料金には含まれておりません。

したがって当該チャンネルが受信可能な状態にある場合は、別途受信契約又は視聴契約を締結いただくことになります。

第8条（セット・トップ・ボックス）

- 1 加入者は、当社との加入契約内容に応じてセット・トップ・ボックス（ケーブルテレビの伝送路を通じて送られるデジタル信号を変換して、テレビのチャンネル帯域に応じて視聴等ができるようにする機器）を当社及び当社指定の営業代理店より購入（以下、「購入STB」という。）、又は当社より無償貸与（以下、「貸与STB」という。）を受けることができます。
なお、貸与STBについては、その対象をSTB本体のみとします。
- 2 当社は、加入者に購入STBを引き渡した日から起算して1年間を瑕疵担保期間として取り扱います。
このため同期間内において購入STBに故障等が生じた場合には、当社の負担において、その修理、交換、その他、必要な措置を講ずるものとします。
ただし、加入者が購入STBを本来の用法にしたがって使用しなかったとき等は、この限りではありません。
なお、本件については第14条第6項及び第7項の規定を準用いたします。
- 3 当社は、貸与STBに故障等が生じた場合は、加入者の負担において、その修理、交換、その他、必要な措置を講ずるものとします。また、当社が特に認める場合を除き、加入者は貸与STBの交換を請求できません。
- 4 加入者は、当社が必要に応じて行うSTB本体に記録されたソフトウェアのバージョンアップ作業の実施にあらかじめ同意するものとします。
なお、同作業実施のために当社が要請する場合は、加入者はこの作業に協力するものとします。
- 5 当社は、購入STB、貸与STBにかかわらず、加入者が加入契約時に利用可能なサービス以外で、その後、新たに当社等が開始するサービスの利用を保証するものではありません。
- 6 当社は、購入STB、貸与STBにかかわらず、STBの故障等の発生時や、これに伴うSTBの修理又は交換を行った際に、当該STBに記憶された情報等が使用できなくなったり、情報の一部又はすべてが変化したり、また消失した場合の加入者の損害や不利益について一切その責任を負いません。
なお本条項は、本条第2項に規定する期間内であっても同様とします。

第9条（施設の設置及び費用の負担等）

- 1 当社は、放送センターから同軸ケーブル幹線に接続されるタップオフの分配出力端子、若しくは光ケーブル幹線に接続されるクロージャー内に設置される光カプラの分配出力端子（以下、「引込端子」という。）までの施設に要する費用を負担するものとします。
- 2 加入者は、引込端子から保安器又はV－ONU（光信号を電気信号に変換する回線終端装置）までの引き込みに要する費用及び、保安器又はV－ONUの出力端子以降のすべての施設（ただし、貸与STB本体にかかる費用を除く。）の設置に要する費用を負担するものとします。
- 3 加入者は、V－ONU、STBに必要とする電力にかかる費用を負担するものとします。
- 4 当社は、放送センターから保安器又はV－ONUまでの施設を所有し管理します。

- 5 加入者は、S T Bを操作可能なリモートコントローラーや同付属品（以下、「リモコン等」という。）にかかる費用を負担するものとします。

ただし、新規加入契約に伴う貸与S T B本体の設置時に提供されるリモコン等に限り、当社が負担するものとします。

第10条（遅延利息）

加入者が当社に支払うべき料金について、支払期日を経過してもなお支払を頂かない場合には、加入者は支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて、年（365日当たり）法定利息の割合で計算した遅延金を当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第11条（当社の保守責任及び免責事項）

- 1 当社は、放送センターから保安器又はV－ONUまでの施設と貸与S T Bの保守管理に責任を負います。

ただし、加入者は、当社の保守管理の必要上、サービス提供が一時的に停止することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

- 2 当社は、加入者から当社の提供するサービスの受信の異常について申出があった場合は、当社又は当社が指定する業者がこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。

ただし、保安器又はV－ONUの出力端子以降の施設（貸与S T B本体を除く。）に原因がある場合は加入者の責任とし、その修復に要する費用は加入者の負担とします。

- 3 月のうち継続して10日以上にわたってサービスすべての提供ができなかった場合は、当該月分（2カ月にわたり引き続き10日以上20日未満行わなかった場合は、初月分）の利用料金は無料とします。

この場合、当社は、加入者へ次回以降に請求する利用料から、返還すべき利用料を差し引いて請求すること等により実施いたします。

ただし、当社の責に帰すべきものでない場合は、この限りではありません。

- 4 加入者は、加入後の加入者による故意又は過失により、当社の施設に故障や障害等を発生させた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

- 5 天災、事変、気象等による視聴障害、その他当社の責に帰することのできない事由により、放送サービスの視聴不能若しくは視聴困難な状態が生じた場合は、当社は一切その責任を負いません。

第12条（B－CASカード及びC－CASカード又はACASチップ搭載のS T Bの取扱い）

- 1 B Sデジタル放送、110度CS放送、地上デジタル放送用I Cカード（以下、「B－CASカード」という。）に関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV専用B－CASカード使用許諾契約約款」（KB0008A）（以下、「B－CASカード約款」という。）に定めるところによります。

- 2 デジタルケーブルテレビ放送受信用I Cカード（以下、「C－CASカード」という。）は当社に帰属し、当社はS T B1台につき1枚を加入者に貸与します。

- 3 放送受信はB－CASカード及びC－CASカード又はS T B内蔵のACASチップにより制御され、加入者はこのB－CASカード及びC－CASカード、ACASチップの番号により当社にデジタルユーザー登録されます。

- 4 当社は自己の手配による以外、C-CASカードへのデータの追加、変更、改ざんを禁止し、それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害、利益損失については加入者が賠償するものとします。
- 5 加入者が加入契約を解約する際には、直ちにB-CASカード及びC-CASカード、ACASチップ搭載のSTBを当社に返還するものとします。
- 6 加入者が故意又は過失により、B-CASカード及びC-CASカード、ACASチップ搭載のSTBの破損、盗難、紛失等をした場合には、直ちにその旨を当社へ報告するとともに、その損害分を当社に支払うものとします。
- 7 当社は、加入者がB-CASカード及びC-CASカード、ACASチップ搭載のSTBを日本国外に持ち出すことを禁止します。
- 8 B-CASカード及びC-CASカード、ACASチップ搭載のSTBは、いかなる方法によっても第三者に使用させることはできません。ただし、加入者と同一世帯の方に限り、加入者の責任において、B-CASカード及びC-CASカード、ACASチップ搭載のSTBを利用いただくことができます。

第13条（B-CASカード及びC-CASカードの再発行費用）

当社は、加入者からのB-CASカード又はC-CASカードの再発行の申込みを受付します。

なおその具体的な手続については次によります。

- (1) B-CASカードの再発行については、B-CASカード約款等に基づき、当社の指定する方法により、料金表に定める「B-CASカード再発行費」を添えて当社に申し込んでいただきます。

当社は本件を受付後、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズへ再発行手続を行います。

- (2) C-CASカードの再発行については、当社の指定する方法により、料金表に定める「C-CASカード再発行費」を添えて当社に申し込んでいただきます。

当社は本件を受付後、同カードの再発行手続を行います。

第14条（加入者の義務、禁止事項等）

- 1 当社は、保安器又はV-ONUに接続する引込線以降の施設を設置するために必要な場合、加入者の所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等は無償で使用できるものとします。
- 2 加入者は、当社又はその指定する業者が施設の検査・修理又は撤去のために、加入者の敷地、家屋、構築物等に立ち入ることを求めた場合は異議なく、これに応じるものとします。
- 3 加入者は、前2項について地主、家主、その他利害関係人があるときには、あらかじめ利害関係人の承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。
- 4 加入者は、個人的又は家庭内、その他、これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供する番組を複製、頒布、上映する等番組の著作権及び著作隣接権を侵害する行為をしてはならないものとします。
- 5 加入者は、当社のサービスを未契約者に配信して視聴させたり、加入契約外の受信器に接続して

視聴してはならないものとします。

- 6 加入者は、貸与S T B若しくは当社が保守上加入者に一時的に貸与するS T B（以下、「保守用S T B」という。）を善良な管理者の注意義務をもって使用するものとし、また、これらの分解、解析などを行ってはならないものとします。
- 7 加入者が故意又は過失により貸与S T B若しくは保守用S T Bを破損あるいは紛失した場合は、その損害分を当社に支払うものとします。

第15条（約款の変更及び料金改定）

- 1 当社は、事情によりこの約款を変更することがあります。
この場合、加入者は変更後の本約款の適用を受けるものとします。
- 2 当社は、社会経済情勢の変化、サービス内容の拡充等に伴い、加入契約料及び利用料等を改定することがあります。
この場合、当社は加入者に対し遅くとも改定利用料適用の2か月前までに改定する利用料を通知するものとします。
なお、改定加入契約料は既加入契約の加入者には適用しないものとします。

第16条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、住所や支払口座などの加入申込書に記載した事項に変更がある場合は、速やかに別途当社が指定する方法により当社に通知するものとします。

第17条（設置場所の変更）

加入者は、建物の増改築、新築又は転居等により、施設の設置場所を変更する場合は、当社に届け出るものとし、次の場合に限り継続してサービスを受けることができます。
ただし、変更の工事に要する費用は加入者の負担とします。

- （1） 変更先が同一敷地内の場合。
- （2） 変更先が当社の業務区域内でかつ最寄りの引込端子に余裕がある場合。

第18条（名義変更）

- 1 次の場合において、加入者から当社に文書で申出があり、当社がこれを認めた場合は、加入者の名義変更を行うことができます。
 - （1） 相続又は法人の合併により、加入者の加入契約上の地位の相続又は継承があった場合。
 - （2） 新たな加入者が、旧加入者の設置場所において当社のサービスを受けることについて、旧加入者の権利義務を継承する場合。
- 2 前項2号の規定により名義を変更しようとするときは、新たな加入者は料金表にしたがい、当社に名義変更手数料を添えて申し出るものとします。

第19条（一時停止）

- 1 加入者は、放送サービスの一時停止を希望する場合は、当社にその旨文書で申し出るものとします。
当社がこれを認めた場合は、停止した日の属する月の翌月から、再開した日の属する月の前月ま

での期間の利用料を無料とします。

ただし、一時停止の期間は最長１年とします。

- 2 前項の適用を受ける場合は、第２０条第３項から第６項の規定を準用するものとします。

第２０条（解約）

- 1 加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の１０日以前に、当社にその旨を届け出るものとします。
- 2 解約の場合、加入者は解約の日の属する月分までの利用料を支払うものとします。
なお前納している利用料がある場合は、解約の日の属する月の翌月分以降の利用料を、当社は加入者へ払い戻すものとします。
- 3 本約款による加入者が支払うべき費用について未支払があった場合は、加入者は解約時に支払うものとします。
- 4 加入者は、解約時には直ちに貸与ＳＴＢ、保守用ＳＴＢを当社に返還するものとします。
- 5 当社は、解約の場合当社の施設を撤去するものとします。
なお、解約に伴い加入者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者は自己の費用で、その工事を行うものとします。
- 6 前項で規定する解約に伴う当社施設の撤去については、当社が特に認める場合に限り本規定を免れることができます。
この場合であっても、当社は当該引き込み先に放送信号が流れないように適切な措置を講じるものとします。
- 7 解約の場合、加入者は料金表に定める撤去費用を当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに支払うものとします。

第２１条（加入者の義務違反による停止及び解約）

- 1 当社は、加入者が本約款上支払うべき金員の支払を怠った場合、その他本約款に違反した場合には、書面による通知の上、加入者に対する放送サービスを停止して加入契約を解約できるものとします。
- 2 前項の停止及び解約があった場合は、当社の施設の利用を前提として加入者が放送事業者と別途契約を結んでいる有料放送サービス等も停止するものとします。
なお、これによって生ずる損害について当社は一切責任を負いません。

第２２条（個人情報保護に関して）

当社は、保有する加入者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成１６年４月２日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成１６年８月３１日総務省告示第６９６号。以下、「指針」という。）に基づくほか、当社が指針に基づいて定める個人情報の保護に関する宣言（以下、「宣言書」という。）及び、本約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

第23条（個人情報の使用）

当社は、視聴者調査、番組の編成、その他当社の放送サービスの向上を目的として、自ら加入者情報を使用し、又は第三者をして加入者情報を使用させることができます。

この場合、第三者に加入者情報の使用を認めるときは、秘密保持契約等適切な契約を締結するものとします。

第24条（国内法への準拠）

本約款は日本国国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については、当社本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第25条（反社会勢力の排除）

1. 契約者は、契約者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたって該当しないことを確約するものとします。
 - （1）暴力団
 - （2）暴力団及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - （3）暴力団準構成員
 - （4）暴力団関係企業
 - （5）総会屋等
 - （6）社会運動等標ぼうゴロ
 - （7）特殊知能暴力集団等
 - （8）前各号の共生者
 - （9）その他前各号に準ずる者
2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社等の信用を毀損し、又は当社等の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
3. 次の各号のいずれかに該当し、契約を締結すること、又は継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は何ら責任を負うことなく、契約者との契約について、解除等を行うことができるものとします。
 - （1）契約者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
 - （2）契約者が第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき
 - （3）契約者が第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - （4）前3号に関する必要な調査等に応じないとき又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき
4. 前項の規定の適用により契約が解除された場合、契約者は、契約に基づく債務において、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

5. 前2項の規定の適用により、当社等に損害等（損失、損害又は費用をいいます。以下本条において同じとします）が生じた場合、契約者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

第26条（定めなき事項）

本約款に定めていない事項あるいは疑義が生じた事項について、当社及び加入者は誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

附則

- 1 本約款は令和6年6月1日より施行します。
- 2 当社は特に必要がある場合、本約款に特約を付することができるものとします。
- 3 一括加入、業務用等については別途定めます。

[別表]

料金表

1. デジタルサービス加入契約関連

① 加入契約料

内容	料金
加入1 加入契約につき	22,000円（税込）

② 工事費等

内容	料金
標準工事費（1引込線ごと）	実費
追加工事費	実費
撤去費	実費
その他工事費等	実費

③ 基本サービス品目

品 目	内 容
HDフルプラン	1. 本料金表に定める、デジタル有料チャンネルに記載される番組とWOWOW、スターチャンネルを除く、本約款第1条に基づいて当社が提供する全てのデジタル放送番組等。
ライトプラン	1. 本約款第1条に基づいて当社が提供するデジタル放送番組の内、本料金表に定める、デジタル有料チャンネルに記載される番組とWOWOW、スターチャンネルを除く、次に記載するデジタル放送番組等。 ① 次の地上放送事業者が提供するデジタル放送サービス。 ・特殊法人日本放送協会 高知放送局 ・株式会社高知放送 ・株式会社テレビ高知 ・高知さんさんテレビ株式会社 ・株式会社瀬戸内海放送 ② 次の衛星(BS)放送事業者が提供するデジタル放送サービス。 ・特殊法人日本放送協会 ・株式会社BS日本 ・株式会社BS朝日 ・株式会社BS-TBS ・株式会社BSジャパン ・株式会社BSフジ ・日本BS放送株式会社 ・ワールド・ハイビジョン・チャンネル株式会社 ・放送大学 ・BS松竹東急株式会社 ・株式会社ジャパネットブロードキャスティング ・BSよしもと株式会社 ③ 次のBS4K放送サービス ・特殊法人日本放送協会 ・株式会社BS日本 ・株式会社BS朝日 ・株式会社BS-TBS ・株式会社BSジャパン ・株式会社BSフジ
再送信プラン	1. 本約款第1条に基づいて当社が提供するデジタル放送番組の内、本料金表に定める、次に記載するデジタル放送番組等。

	① 次の地上放送事業者が提供するデジタル放送サービス。 ・特殊法人日本放送協会 高知放送局 ・株式会社高知放送 ・株式会社テレビ高知 ・高知さんさんテレビ株式会社 ・株式会社瀬戸内海放送
--	--

④ 基本利用料（月ごと）

品目	内容	料金
HDフルプラン	STBを接続するテレビ1台目	3,740円（税込）
	STBを接続するテレビ2台目以降1台ごとに	1,320円（税込）
ライトプラン	STBを接続するテレビ1台目	2,200円（税込）
	STBを接続するテレビ2台目以降1台ごとに	1,320円（税込）
BS4Kライトプラン	STBを接続するテレビ1台目	2,420円（税込）
	STBを接続するテレビ2台目以降1台ごとに	1,320円（税込）
再送信プラン	一般世帯の接続（世帯ごとでSTB配布なし）	1,760円（税込）
	デジタル難視世帯の接続 （世帯ごとでSTBの配布なし）	1,155円（税込）

※上記月額利用料にNHK受信料は含まれません。

⑤ 録画機能付きSTBのレンタル料（基本利用料にプラス月ごと）

内容		料金（STB1台あたり）
テクニカラー製	BD-V5700R	1,320円（税込）
パナソニック製	TZ-BT9000BW	2,750円（税込）

※録画機能付きSTBの販売は行っておりません。レンタルのみの取扱いとなります。

⑥ 有料チャンネル利用料（月ごと）

内容	料金
スターチャンネル	1, 9 8 0 円（税込）
衛星劇場	1, 9 8 0 円（税込）
グリーンチャンネル グリーンチャンネル2	(2ch) 1, 1 0 0 円（税込）
SPEEDチャンネル	9 9 0 円（税込）
パラダイステレビ	2, 2 0 0 円（税込）
レッドチェリー	2, 7 5 0 円（税込）

（S T B ごと・チャンネルごと・月ごと）

※上記有料チャンネル利用料は、視聴期間（最終日は末日）が1カ月を満たない場合であっても、上記記載料金をご負担いただきます。

⑦ 修復・補てん費用等

内容	料金
B－C A Sカード再発行費／1枚	3, 0 8 0 円（税込）
C－C A Sカード再発行費／1枚	3, 0 8 0 円（税込）
暗証番号解除手数料／1回ごと	1 1 0 円（税込）
その他、附属品	実費

2. その他手数料等

内容	料金
名義変更手数料	1, 1 0 0 円（税込）